

【韓国】 サハリン韓国人に関して日本の謝罪、賠償等を求める決議

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2011 年 6 月 23 日、韓国国会本会議において、「日本のサハリン韓国人虐殺真相調査及び戦後被害賠償要求並びにロシアのサハリン強制徴用韓国人記録及び日本の郵便貯金口座情報公開要求決議案」が可決された。

経緯

標記決議案は、2010 年 7 月 30 日に発議された「日本のサハリン強制徴用韓国人(注)の郵便貯金口座情報の公開を求める決議案」及び「第 2 次世界大戦直後にサハリンにおいて日本人により行われた民間人(韓国人)虐殺真相調査及び戦後被害補償を求める決議案」並びに同年 9 月 1 日に発議された「ロシアのサハリン強制徴用韓国人記録提供要求決議案」が審議の過程で統合され、外交通商統一委員会案として再度提出され、可決されたものである。

標記決議案の元となった前述の 3 つの決議案は、いずれも 2010 年 7 月に韓国国会内に結成された超党派の組織「サハリンフォーラム」共同代表の 1 人となった自由先進党の朴宣映(パク・ソンヨン)議員が代表発議したものである。標記決議案では、日本が行ったと主張されている虐殺事件等についても言及しており、日本が賠償、真相究明等、積極的に対応することを求めると共に、国連人権理事会及び韓国政府に対しても、サハリン韓国人に関する諸問題について積極的な役割を果たすことを求めている。決議の内容は以下のとおりである。(以下筆者翻訳)。

決議の全文

主文

大韓民国国会は、サハリンに居住する我らの同胞が、日帝により自由意思に反して他国に連行され、終戦後サハリンに放置されたという特殊な歴史的背景を再確認し、日本政府が現在も非人道的なサハリン強制移住及び強制労働に対する謝罪及び賠償責任を否定していることはもちろん、さらに日本人によるサハリン韓国人虐殺事件に対しても一貫して沈黙しているという事実には深い遺憾の意を表明し、サハリン同胞に対する日帝の人倫に反する行為を立証し、彼らに対する賠償がなされるために、現在ロシア政府が保管しているサハリン韓国人関連資料及び日本政府が保管している、強制連行したサハリン同胞達から戦争資金準備のために強制的に募金した郵便貯金の口座情報が公開されなければならないという共通の認識を持ち、韓日強制併合 100 年を契機に韓日両国が過去 100 年を整理し、新しい 100 年を準備するためには、両国間の過去の歴史の整理が基本的になされなければならないと、またサハリン同胞問題はいまだ解決されていない第 2 次世界大戦の戦後処理の問題であり、人類普遍的価値である人権

の守護のため、過去日本により行われた非人道的犯罪に対し、国連人権理事会等、国際社会が真相究明及び戦後被害補償のための積極的な役割を遂行することを求め、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、日帝の非人道的なサハリン強制徴用を糾弾し、同問題が 1965 年韓日請求権協定において、解決されていないことを再確認し、これに対する日本政府の心からの謝罪及び賠償を求める。
2. 大韓民国国会は、1945 年 8 月、日本人により行われた上敷香及び瑞穂韓国人虐殺事件は「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide/以下「ジェノサイド条約」と略称する)」の精神に背くと考えるところであり、この事件の関係者処罰及び被害賠償のための国連レベルの真相調査を求める。
3. 大韓民国国会は、サハリン同胞に対する日帝の人倫に反する行為を立証するために、現在ロシア政府が保管しているサハリン韓国人関連資料の提供を丁重に要請し、大韓民国政府がこのために積極的に外交努力を傾けることを求める。
4. 大韓民国国会は、戦争資金準備のために日帝がサハリン強制徴用韓国人達の入金を甲種積立金、乙種積立金、郵便貯金等を通じて強制的に募金し、現在まで償還していない現実に深い憂慮を表わし、日本政府がこれと関連したすべての情報を韓国政府に提供し、被害の全貌を明らかにするための専門機関を設置することを求める。
5. サハリン韓国人に対する補償問題は、韓国と日本の間の重要な過去の歴史の清算問題であると同時に、第 2 次世界大戦の戦後処理問題とも言えるところであり、国連人権理事会がこの問題の調査及び被害補償に対する積極的な役割を遂行することを求める。

注

・決議(案)中の「韓国人」に該当する箇所は、原文では「한인」(韓人)と表記されている。また、決議(案)中には「サハリン韓国人」(原文では「サハリン韓人」)の定義がないが、2010 年 9 月 6 日に発議された「サハリン韓国人支援に関する特別法案」によると、「サハリン韓国人」は、「1945 年 8 月 15 日までに、日本によるロシアの南サハリン地域への強制徴用等の理由で移住した韓人及びその子孫で、生命、身体、財産等の被害を受けた者」と定義されている。

参考文献(インターネット情報はすべて 2011 年 7 月 20 日現在である。)

・藤原夏人「日韓併合 100 年をめぐる動き」『外国の立法』No.245-1, 2010.10. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02450112.pdf>>

・「일본의 사할린 한인 학살 진상조사·전후피해 배상 촉구 및 러시아의 사할린 강제징용 한인 기록·일본의 우편저금 계좌정보 공개 촉구 결의안(대안)」(日本のサハリン韓国人虐殺真相調査及び戦後被害賠償要求並びにロシアのサハリン強制徴用韓国人記録及び日本の郵便貯金口座情報公開要求決議案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G1P1H0W6N1W3F2S0V4R7W2L3G6Y0H9>